

## 運行管理者講習について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正について（平成24年3月28日交付、平成24年4月16日施行）

### ●基礎講習の義務付けについて

1. 「新たに選任した運行管理者」については、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎受講又は一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させること。
2. 「すでに選任されている運行管理者」については、最後に講習を受講した年度から数えて2年毎に一般講習を受講させること。

### ※「新たに選任した運行管理者」とは

当該事業者において初めて選任された者をいい、当該事業者において過去に運行管理者として選任されていた者や他の営業所において選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし他の事業者において運行管理者に選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。

なお、特別講習（死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は行政処分を受けた営業所の運行管理者が対象）を受講させることについては、従来どおり運輸支局長から運送事業者に対し、その旨の通知を行いますので、通知にあった運行管理者については、必ず受講させて下さい。

また、特別講習の通知があった運行管理者が所属する営業所に選任されている全ての運行管理者には、一般講習を2年連続して受講させて下さい。

### ●運行管理者の受講通知の廃止について

運輸支局長等から行っていた運行管理者が受講する基礎講習又は一般講習の受講通知を廃止しました。

今後、自動車運送事業者は、自社で選任した運行管理者の受講履歴を把握し、国土交通大臣が認定した者が実施する講習を受講させて下さい。

※特別講習の通知については、従前同様に行います。

詳しくはこちらまで ↓

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/files/2012-0426-004-hoan.pdf>